

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完成するものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する成果を達成させるため、業務に関する指示を受託者又は第10条に定める受託者の業務管理者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の業務管理者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この約款若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

(秘密の保持)

- 第3条 受託者は、この業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

- 第4条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(個人情報の保護)

- 第5条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- 2 受託者は、業務の従事者に対し、札幌市個人情報保護条例（平成16年10月4日条例第

35 号) 第 58 条に定める罰則の規定について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 6 条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第 7 条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- 2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第 1 項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受託者は、第 1 項及び第 2 項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第 8 条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその施行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(担当職員)

第 9 条 委託者は、担当職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 担当職員は、この約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 委託者の意図する成果を達成させるための受託者又は受託者の業務管理者に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務管理者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督
- 3 委託者は、2 名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させるときにあつてはそれぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

分担を変更したときも同様とする。

- 4 第1項の規定により、委託者が担当職員を置いたときは、この約款に定める指示等については、仕様書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務管理者)

第10条 受託者は、業務の技術上の管理を行う業務管理者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務管理者は、この契約の履行に関し、業務の指導、管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務管理者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(業務管理者等に対する措置請求)

第11条 委託者は、業務管理者又は受託者の使用人等がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第12条 受託者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第13条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第14条 受託者は、業務の内容が仕様書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責に帰すべき事

由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第15条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに担当職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書に対する質問回答書が一致しないこと。
 - (2) 仕様書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書の表示が明確でないこと。
 - (4) 施行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。
 - (5) 仕様書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、仕様書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の変更又は訂正が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等の変更）

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第17条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（委託者の請求による履行期間の短縮等）

第18条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短

縮変更を受託者に請求することができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第19条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（次条の場合にあっては、委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受託者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（臨機の措置）

第20条 受託者は、緊急に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第21条 業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受託者が負担する。ただし、委託者の責に帰すべき事由により生じた損害については、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第22条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等委託者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者は受託者と協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える仕様書の変更)

第23条 委託者は、第8条、第14条から第16条まで、第18条、第20条又は第21条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査)

第24条 受託者は、毎月の業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了するものとする。
- 3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第25条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、別表により業務委託料を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その日数を超えた日において満了したものとみなす。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第26条 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に定める割合で計算した額とする。
- 3 委託者の責に帰すべき事由により、第25条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することがで

きる。

（談合行為に対する措置）

第27条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による履行が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第28条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第24条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 役務が履行不能であるとき。
 - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
 - (7) 第6条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
 - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又第2項の規定による契約の解除をすることができない。
- 6 第1項又は第2項に規定する場合のほか、委託者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 7 受託者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 第16条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第17条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。
 - (3) 委託者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(契約が解除された場合の賠償金)

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第 1 項の賠償金に充当することができる。

4 前条第 6 項及び第 7 項の規定により契約が解除された場合において、委託者は、受託者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第 30 条 受託者は、第 28 条の規定により契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、第 28 条の規定により契約が解除された場合において、委託者が貸与した施設等に受託者が所有又は管理する物件があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、委託者が貸与した施設等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は委託者が貸与した施設等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、又は委託者が貸与した施設等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 28 条第 1 項又は第 2 項によるときは委託者が定め、同条第 6 項又は第 7 項の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとする。

(契約保証金の返還)

第 31 条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、第 24 条第 2 項の検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(その他)

第32条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

別 記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らし
てはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報
を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。た
だし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含
む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情
報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならな
い。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情
報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(厳重な保管)

第6 受託者は、この契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他
の事故等を防止するため、情報資産の厳重な保管に努めなければならない。

(資料等の返還)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情
報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委
託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第8 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあるこ
とを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約
が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(調査の実施)

第9 委託者は、この契約による業務に係る受託者の個人情報取扱の運用状況に関し、必要
に応じて調査等を行うことができるものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第10 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解
除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11 受託者は、第1から第10までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必

要な措置を講じなければならない

別表

月	支 払 金 額
令和3年6月	円
令和3年7月	円
令和3年8月	円
令和3年9月	円
令和3年10月	円
令和3年11月	円
令和3年12月	円
令和4年1月	円
令和4年2月	円
令和4年3月	円